

令和4年4月1日～

水道加入金の減免額が拡充されます (条件あり)

- ❑ 筑西市では、水道加入促進のため、「茨城県水道普及促進支援事業」を活用し、**新規(非公営簡易水道からの切替を除く)に家庭用生活用水として市水道に加入**される方に対し、令和4年4月1日から令和8年3月31日(予定)までの4年間、現行の減免額【表2】に、拡充額30,000円を上乗せした額を減免いたします【表1】。
期間限定の措置となりますので、この機会に市水道への加入をご検討ください。

【表1】 (円・税込)

給水管の口径	金額	減免額		減免後
		現行	拡充額	
13mm	110,000	11,000	30,000	69,000
20mm	176,000			135,000
25mm	242,000	190,000		
30mm	330,000	278,000		

※兼用住宅等の場合は、住居に占める面積が半分超となる場合に対象となります。

【減免額拡充対象期間】

令和4年4月1日(申請受付) ~ 令和8年3月31日(加入金納付完了)
「茨城県水道普及促進支援事業」の実施期間により、終了年度が変更となることがあります。

- 【対象外】・非公営簡易水道からの切替
- ・給水管の増径
- ・事業所等での水道使用 など

※上記以外、対象とならない場合がありますので、
ご不明な点はお問い合わせください。



❑ 現行の減免額

【表2】 (円・税込)

給水管の口径	金額	減免額	減免後
13mm	110,000	11,000	99,000
20mm	176,000		165,000
25mm	242,000	22,000	220,000
30mm	330,000		308,000
40mm	550,000		528,000
50mm	825,000	33,000	792,000
75mm	1,540,000		1,507,000

増径の場合は、新旧口径の差額となります。

【お問合せ】 筑西市上下水道部水道課

0296-22-0501

